

## 土壤汚染対策法に係る技術的事項について

### 1 特定有害物質【法第2条第1項関係】

土壤汚染対策法（以下「法」という。）第2条第1項の特定有害物質は、「それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの」であり、

特定有害物質が含まれる汚染土壤を直接摂取することによるリスク（直接摂取によるリスク）

特定有害物質が含まれる汚染土壤からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスク（地下水等の摂取によるリスク）

の2種類のリスクの観点から選定する。

具体的には、の地下水等の摂取によるリスクの観点からは、地下水等の摂取の観点から定められた土壤の汚染に係る環境基準における溶出基準項目を対象物質とするとともに、そのうち、人が直接摂取する可能性のある表層土壤中に高濃度の状態で蓄積し得ると考えられる重金属等について、の直接摂取によるリスクの観点から対象物質とすることが適当である（別紙1-1）。

別紙 1 - 1 法第 2 条第 1 項の特定有害物質

項 目	地下水等の摂取によるリスク	直接摂取によるリスク	分類
カドミウム			重金属等
鉛			
六価クロム			
砒 素			
総水銀			
アルキル水銀		-	
セ レ ン			
ふ っ 素			
ほ う 素			
シ ア ン			
ジクロロメタン		-	
四 塩 化 炭 素		-	
1,2-ジクロロエタン		-	
1,1-ジクロロエチレン		-	
ジス1,2-ジクロロエチレン		-	
1,1,1-トリクロロエタン		-	
1,1,2-トリクロロエタン		-	
トリクロロエチレン		-	
テトラクロロエチレン		-	
ベ ン ゼ ン		-	
1,3-ジクロロプロペン		-	
P C B		-	農薬等
チ ウ ラ ム		-	
シ マ ジ ン		-	
チオベンカルブ		-	
有機燐 <sup>りん</sup>		-	